

【学校評価方針】

1. 目的

学校の自己評価および外部評価は、学校教育法第 42 条、第 43 条、学校教育法施行規則第 66 条、第 67 条、第 68 条に準じ、職業教育機関である専修学校としての教育の質保証・向上を図ることを目的に行う。

2. 実施方法

- 1) 自己評価 (竹田看護専門学校自己評価規程に示す)
- 2) 外部評価 (竹田看護専門学校学校関係者評価委員会規程に示す)

上記 1) 2) について、学校運営委員会に報告し助言を得る。

3. 評価の活用

評価結果をふまえた改善策に対して、学校長を中心に次年度の学校方針、重点目標にあげ、具体的な目標設定の下に職員全員で学校運営、教育活動に取り組む。